

千葉県男女共同参画・多様性社会推進事業所表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女が共同して参画することのできる環境づくり及び多様性が尊重される社会づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、その取組をたたえとともに、これを広く紹介することにより、労働の場における男女共同参画の取組や、労働の場や地域における多様性を尊重する取組を促進し、もって多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に資することを目的として、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(対象)

第2条 表彰の対象となる事業所は、県内の事業所又は県内に事業所を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）のうち、次に掲げるいずれかの部門において優れた取組を実施している者とする。

(1) 男女共同参画部門

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア 女性の能力活用や職域拡大に関し、先駆的又は積極的な取組を行っていること

イ 職業生活と家庭生活等の両立支援に関し、先駆的又は積極的な取組を行っていること

ウ 男女が共同して参画できる職場づくりに関し、先駆的又は積極的な取組を行っていること

(2) 多様性社会推進部門

年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、様々な違いがある人を尊重し、雇用等における多様な人材の活躍やサービス提供、社会貢献等に関し、先駆的又は積極的な取組を行っている事業所

(募集)

第3条 表彰の対象となる事業所の募集は公募により行い、次のいずれかの方法により行う。

(1) 事業者による応募

(2) 市町村、各種団体からの推薦

2 同一年度内において応募又は推薦できるのは、前条のうち1部門のみとする。

(表彰区分等)

第4条 表彰は、千葉県知事賞及び奨励賞に区分し、選考基準及び被表彰者数は別に

定める。

(選考)

第5条 被表彰事業所を選考するため、選考委員会を設置する。

(決定)

第6条 被表彰事業所は、選考委員会の選考を経て、知事が決定する。

(表彰)

第7条 知事は、表彰事業所に対し、賞状を授与する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成18年12月15日から施行する。

附則

この要綱は平成19年1月31日から施行する。

附則

この要綱は平成21年8月10日から施行する。

附則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

附則

この要綱は平成29年5月31日から施行する。

附則

この要綱は平成30年5月30日から施行する。

附則

この要綱は令和元年9月6日から施行する。

附則

この要綱は令和4年7月26日から施行する。

附則

この要綱は令和5年5月24日から施行する。

附則

この要綱は令和7年8月19日から施行する。